

午後 3 時 10 分開議

奥野詠子委員の質疑及び答弁

瘡師委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥野委員。あなたの持ち時間は60分であります。

奥野委員 お疲れさまです。早速質問に入ります。

高市総理は、所信表明演説で、補正予算を前提とした予算編成と決別し、必要な予算は可能な限り当初予算で措置するとした方向性を示しました。また、複数年度予算導入の余地も残すことで、政府予算の予見可能性を確保し、地方自治体や事業者が先を見通せる姿に転換するとしています。

私は、県も補正ありきの予算編成になっており、繰越明許費が増え、予算執行が単年度決算の原理原則から乖離してきていると指摘してきました。

県の予算は、国の補正予算に大きく影響を受けることから、高市総理が大胆にかじを切ったことを歓迎しています。

国は今年の概算要求から予算編成の方法を見直すとしていますが、これにより県の予算編成にどのような影響が生じるのか、蔵堀副知事に伺います。

蔵堀副知事 まず基本的にですけれども、国も地方も今のところ法律で会計年度独立の原則と予算単年度主義が定められております。県の予算編成もこれに沿って、編成を行ってきたところ です。

当初予算での対応を基本としつつも、例えば経済情勢の変化や県民のニーズ、災害などの対応を行いますために、迅速かつ適切に必要な補正予算編成にも努めてまいりました。

そういうわけですが、今後国において、毎年度補正予算が組まれることを前提とした予算編成と決別し、必要な予算を可能な限り当初予算で措置するとされることは、方向性としては地

方においても政策の予見可能性、財源手当の確実性が高まると
いう点で非常に望ましいと考えております。

ただしかし、これまで補正予算で対応されていた、例えば物
価高、あるいは原油価格上昇への対応、災害対応といった補正
予算が一体どのようになるのか不明な点も多く、現時点では県
予算編成への影響を想定することは難しいと考えております。

特に補正予算を国で組まれた際は、補正予算債を県が使うこ
とができて、地方の財源負担が非常に少なくなるということで、
補正予算債を活用して事業を実施するという地方にとってはあ
りがたい面もございました。また、例えば重点支援地方交付金
などは、基本的には補正予算で今まで措置されてまいりました
けれども、これは当初予算編成中心になった場合にどのようにな
るのかといった点なども分かりませんので、その点について
国の動きをしっかりと注視していきたいと考えております。

奥野委員 私は、当然単年度決算、今の仕組みの中で最大限やる
べきだというのが原理原則だと思っていますので、だから国も、
多分災害対応等は、当然補正予算とならざるを得ないと思いま
すけれども、今の副知事が言及された重点支援地方交付金を年
度途中に大きく出していることがどうなるのかということにな
ってくるのではないかと考えています。

この話につながりますが、例年、年末年始に国の大型補正予
算が成立をし、これに呼応して県議会でも補正予算を審議して
きましたが、補正予算の大半は繰り越すことになり、その繰越
額は増加し続けています。この問題は、議会や当局との意見交
換の場でも何度も取り上げてきたとおりです。

これまでは、国の補正予算ありきの予算編成に引っ張られる
形で、県も当初予算で計上できるにもかかわらず、国の補正予
算を待って県も補正予算で計上してきました。今の蔵堀副知事
の答弁のとおりだと思います。

できるだけ有利な補助金や起債を活用するためには致し方ない部分があったと理解はしていますけれども、このことによって、県単独事業を抑制せざるを得ず、結果として国の補正予算で採択されなかった場合は、多額の不用額を計上することになるという側面もあります。

国の方向転換を受けて、県も補正予算ありきの手法から脱却をし、計画的な予算執行に努めることに期待をしています。

国の大型補正がなくなることで、公共事業の業務発注の時期や量、また繰越明許費等にどのような影響が生じるのか。これは、急に発生した災害ということではない部分ですが、これについて土木部長に伺いたいと思います。

金谷土木部長 公共事業につきましても、県の予算編成は通年予算である当初予算で措置するのがもちろん基本であります。災害や大雪など、年度途中の突発事案は、これは関係ないということですが、補正予算で対応してきたところです。

また近年、国の総合経済対策に呼応して国の補助事業などを活用した防災・減災対策などにつきましては、年末を中心に国の補正予算案の成立を見込みまして、その効果を速やかに発現させるため、11月議会において予算措置を頂いております。

御紹介のとおり、そのとおりの内示でない場合がありますので、結果として最終的に減額補正をさせていただいているのが現状であります。

国においてこのような大型補正予算がなくなって、必要な予算を可能な限り当初予算で措置するとなった場合の影響ですが、現時点で規模や財源などが示されていないので、想定するのは簡単ではないのですけれども、仮に、補正予算を全て前倒ししまして、従来の当初予算と合わせた合計額が当初予算で編成されまして、国費の内示額や箇所が当初時点で示されるならば、発注の年間計画をもちろん立てやすくなりますので、スムーズ

な執行にもつながると思っております。

成立の時期が、年末から全て当初の時期に成立したとしますと、事業実施期間が長くなり、結果論かもしれませんが、繰越額の減少にもつながるのでないかと思っております。

一方で、雪国である本県の状況を考えますと、春先の工事量を確保するという趣旨も大事でありまして、ゼロ国債、ゼロ県債の活用が重要であると思っております。必要となる国の予算確保に努めること、地方債の充当率など地方の財政負担が現在より不利になりますと、なかなか厳しいものがあると思っております。

この点については、そうならないように国に働きかける必要があると考えております。

奥野委員 国にも期待したいと思えます。ただ、今の県の状況を見ると、業務の平準化、第1四半期の業務量の確保などいろいろな意味がありますが、繰越額がそれを大幅に上回っている状況にあることは間違いないと思えますので、国の改革と呼応しながら、県もうまく回っていくことを期待しています。

次に財政調整基金について伺います。

財政調整基金は、税収の減少や災害対応など予期せぬ財源不足に備えて積み立てておく基金です。

過去には、リーマンショックや東日本大震災、コロナ禍など、税収が当初見込みを大幅に下回り、かつ激変緩和のために緊急的な財政出動を行う際には、どこの自治体でも基金を取り崩し、財源に充ててきました。

本県でも、直近では、能登半島地震の際に基金を取り崩して財源に充てています。

その財政調整基金の目安は、一般会計規模の5%程度、または標準財政規模の10%から20%とも言われておりますけれども、特に基準は設けられておりません。

石川県の財政調整基金はおよそ150億円、福井県はおよそ170億円、また本県より財政規模が小さな富山市でもおよそ110億円となっています。

本県の財政調整基金は、今定例会に補正予算案として20億円の積立てが提案されておりますけれども、その分を積み増したとしても、44億円程度と、他の自治体に比べ著しく少ないことは明らかです。

本県の財政調整基金が少ない理由と、適正額をどの程度だと考えているのか、蔵堀副知事に伺います。

蔵堀副知事 基金の関係の御質問でございますけれども、まず前提として県の状況を御説明したいと思います。

富山県は、もともと地形的に急流河川が多く、河川整備、砂防事業などの事業費が他の県に比べるとかなりかさんでおります。また、北陸新幹線の整備の地方負担金で多額の地方債も発行してまいりました。

こうしたことから県債残高や公債費が全国的に見ても高い水準にあります。なので、税込減や災害で、不測の事態が起きて財源不足が生じたとしても県債の償還を確実にできるように、県債管理基金の残高の確保にこれまで苦勞してまいりました。

その影響もあって、財政調整基金は、かつては確かに100億円を超える時期もございましたけれども、現在ではなかなか十分な積上げができなくて、財政的にも厳しい状況が続いているのが現状です。

この先のことですけれども、もちろん不測の事態に緊急的に財源が必要になることはあると思います。なので、財政調整基金を一定程度積むことは、当然必要なことです。これまでは、標準財政規模の5%、標準財政規模大体3,200億円ですから、160億円ぐらいを財源として確保しておきたいということで、財政調整基金と県債管理基金の満期一括償還分を除いた部分で

残高を確保することで対応しております。そういった意味では、標準財政規模の5%相当までは今は確保できている状況ではありません。

ただ、財政調整基金として確かに積んでおいたほうが、今後の機動的な財政運営ができるのも確かでございますので、現時点で目標額を幾らとは申し上げにくいのですが、可能な限り積増しに向けて努力してまいりたいと考えております。

奥野委員 富山県は、全国的に見ると財政状況は決してよくない県ですので、これまでも職員の皆さんが本当に知恵を絞りながら、何とか財政運営をしてきたということについては評価をしています。けれども、今の答弁でもそうですが、財政調整基金と県債管理基金の合計額を1つの目安とする考え方は、本来のあるべき姿とは違うと私は思っています。

地方財政法では、年度の財源の変動に備えて、その手当をするための財源として認めているのはあくまでも財政調整基金です。県債管理基金は県債償還のための基金でありますので、当然、年度に県債償還のために計上した予算を、本当にもうどうしようもなくなったと有事のときには、それを議決をもって有事の際の予算に回そうと、県債管理基金から県債償還のためにまた繰り出すことはできなくはないけれども、本来の法律の趣旨からするとそれは正しくない。やはり、法律の趣旨にのっとり、正しく対応していくのが誠実な財政運営のあるべき姿だと思います。

現在の国際情勢は予断を許さない状況でありますし、国内でも南海トラフや首都直下型地震、また呉羽山断層地震など、大規模災害のリスクがあります。不測の事態に備えて、今副知事も、財政調整基金をできるだけ積みたいという意向は答弁いただきましたけれども、やはり基金を積むことは必要だと思います。

本県では、これまで決算剰余金の半分を、財政調整基金と県債管理基金とに半分ずつ積み立ててきましたけれども、財政調整基金が積み上がってない、増加してないという現状を鑑みると、決算剰余金の基金への積立ての在り方を見直す必要があります。

また本県は、先ほど副知事も100億円超えるときがあったと言っていましたけれども、昭和57年に190億円の財政調整基金があったことを踏まえると、決算剰余金からの積立てだけではなくて、今後は今定例会に提案されたような補正予算であったり、または当初予算での積増しも検討すべきと考えますが、蔵堀副知事の所見を伺います。

蔵堀副知事 委員からお話しがございましたが、決算剰余金が生じた場合は地方財政法の規定に基づきまして、当該剰余金の2分の1を基金に積み立てることになっております。

富山県では、財政調整基金と県債管理基金に積立てを行ってまいりました。その配分——どっちに幾ら積むかということは、これまでは、先ほど申し上げましたように県債の発行が続いて県債残高が大きくなるので、その償還に充てる公債費を十分確保するという事で、全額を県債管理基金に積み立ててきた期間——これは平成9年から平成26年度までですけれども、この間は、剰余金の全額を県債管理基金に積んでおりました。

平成27年度以降は、財政調整基金と県債管理基金に2分の1ずつ積み立てております。これを考えますと県債管理基金の残高も十分確保していく必要があると思っています。一方で、財政調整基金もしっかり確保していきたいと考えてございます。

今後どうするかということについては、決算の状況もございませけれども、基金をどう使うか、今後の見通しも含めて検討していきたいと思っています。

それで追加的に申し上げますと、地方財政法は剰余金のうち

2分の1を下回らない金額を積み立てると記載しているだけで、財政調整基金に積みとまでは書いていません。また、財政調整基金を持っていない、つまり基金そのものがない都道府県も現実には存在しているので、必ずしも財政調整基金でなくてもいいのかとは思いつつも、できるだけこの金額を積み上げるように努力してまいりたいと考えております。

奥野委員 財政調整基金を持ってない自治体などは、決して参考にするべき事例ではないと思います。当然決算剰余金を財政調整基金に積みとは書いてはいないわけですが、やはり本来的な趣旨、本県の状況を見てみると、積まざるを得ないという瀬戸際にいると認識をしています。ぜひ、今回の補正のように柔軟に積増しをしていただきたいと思います。

次に持続可能な公共インフラの維持管理について伺います。

一般質問でも群マネ——地域インフラ群再生戦略マネジメントについて質疑がありました。群マネは自治体の技術系職員に限られる中でも的確なインフラメンテナンスを確保するため、複数自治体のインフラや複数分野のインフラを群として捉え、効率的、効果的なマネジメントを目指すものであります。

私も先月、国交省の「群マネの手引き」を作成した岩館調整官から直接レクチャーを受けてきました。

新年度、県が魚津市と実施する手法は、自治体の枠を超えた広域連携の群マネですが、道路、河川、公園、上下水道など分野を横断する多分野連携の群マネ、また事業者を束にする地元事業者のみのJVや事業協同組合を受注者とする事業者連携の群マネ、そして点検業務に対して修繕計画策定や設計工事までのプロセスを束として考える群マネなど、様々な手法があります。

例えば、本県は取水期中断する工事が多い一方で、取水期でもできる工事や通年で生じる細かい補修、維持管理業務もあ

ります。

県は発注したい業務がある、建設業者の中には一時的に余力が発生しても受注できない、というミスマッチが生じています。

群マネを導入することで、通年で仕事を発注、受注できるようになれば、建設業者にとっても仕事を通年で安定的に確保できるようになり、従業員の待遇改善や積極的な雇用にもつながると期待します。

また維持管理や更新が大きな課題となっている橋梁——これはまた後で触れますけれども、そういうものや、不調・不落の割合が高い建築分野の施設設備の維持更新についても、群マネは効果があるのではないかと思います。

群マネによって、県や県内市町村ではどのような課題解決が期待できるのか、新分野での導入や事業拡大について、知事の所見を伺います。

新田知事 まず現状、それからここまでの経緯を振り返りますと、富山県のインフラは今後急速に老朽化が進みます。

その一方、維持管理の担い手である建設企業や、県や市町村の技術職員は減少しています。なので、より効率的、効果的に維持管理していく必要があるということです。このため、昨年度からこの群マネの導入に向けて、市町村と共に勉強会を開催してまいりました。

新年度、具体的な取組の第一歩として、魚津市内の県道と市道の維持管理業務で試行を開始いたします。群マネの狙いは、委員がおっしゃったように、複数自治体や、道路、公園などの多分野の業務を包括化し一括発注することで、技術職員が行う発注や監督業務が効率化され、空いた時間を計画策定など新たな業務へ生かせることにつながります。さらに、不調不落対策にも効果が期待できます。

魚津市との群マネでは県と市が覚書を締結し、県の業務を受

注した業者と市が随意契約を締結することで、発注作業の効率化などが図られると考えております。

この群マネモデル地域を全国11ヶ所で選定して国の取組として行われたのが、令和5年12月です。比較的まだ新しい試みだと理解をしております。なので、私どもとしては最初からあれもこれもと欲張るのではなく、まずは広域連携のものを試みにやってみたいということです。魚津市と取り組むことにしたのは、土木事業を結構独特のやり方でしてこられたので、それをモデルケースとして実施することを選びました。

県や市町村の発注者側だけでなく、受注者側にも事務手続き、現場作業及び資機材確保の平準化や効率化、事業者相互が連携することによる技術力の向上などの効果も期待ができるのではないかと思います。

新分野での導入や事業拡大に向けて、まずは魚津市との試行に着実に取り組み、しっかりと実績を出していきたいと考えております。

奥野委員 まずは新年度、試行でということであります。当然県と市町村とそれぞれ違ったメリットやデメリットがあると思います。いろいろな事例集の中にも、そういうものが掲載されておりますのでしっかり検証いただきたいと思います。

ただ私は、多分手法を広げていくことが、この後の持続可能なインフラ整備につながっていくと考えておりますので、期待をしながら新年度を見ていきたいと思っています。

国交省の「群マネの手引き」では、群マネを総合計画などに位置づけることが重要とされています。

群マネの導入に当たっては、業務発注に関わる業務マネジメント戦略や広域連携スキームに加えて、長期的な技術者連携、データ連携の具体策を組み合わせる視点が必要であり、県がどのような方向で、どのような手法を導入していくのかを計画に

位置づけることで、自治体間や部署間の調整、また事業者とのコミュニケーションが取りやすくなると手引きには書いてあります。

本県では、公共施設や公共インフラ等の維持更新は、公共施設等総合管理方針に則って、更新、統廃合、長寿命化を計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を目指しているところです。

ですので、まずこの公共施設等総合管理方針に、群マネを位置づけることを提案しますが、蔵堀副知事の所見を伺います。

蔵堀副知事 公共施設等総合管理方針の改訂ですけれども、まずその前提として、未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会において今年度行政サービスを維持しつつ、業務効率を高めながら多様化、複雑化する県民ニーズにどう応えていくかという議論を行ってまいりました。

その中で行政組織の枠組みにとらわれず、持続可能な行政サービスの提供というのは非常に重要なことだということで、その方向で進めようということになっております。従いまして、公共施設等総合管理方針も令和8年度にはこの考えに沿って改訂をしたいと考えております。より一層公共施設のマネジメントを効率化していくということと、数値目標も盛り込みたいと考えております。また老朽化対策だけではなく、そもそもの施設の在り方、運営をどう効率化するか、あるいは、市町村施設との連携、分担についてももしっかり議論していきたいと考えております。

また、インフラマネジメントについては、維持管理の担い手である建設企業や県、市町村の技術職員が減少してきておりますことから、昨年12月に策定した総合計画において群マネを位置づけております。具体の取組の1歩として先ほどから御答弁申し上げておりますが、魚津市で群マネを行います。

こうしたことで、公共施設マネジメントにも群マネの考え方を取り入れて、公共施設等総合管理方針に位置づける方向で検討していきたいと考えております。

奥野委員 ぜひお願いしたいと思います。群マネの導入によって、目指す姿は、やはり予防保全型のメンテナンスサイクルの構築と魅力的なメンテナンス産業の確立です。

維持管理業務は採算性が低く、事業者にとっては負担が大きい割に儲からない仕事になっています。地域貢献として仕方なく引き受けているという声も聞いています。

県として、今おっしゃっていただいたとおり、新年度、群マネの方針を位置づけていただいて、目指すべき姿を、市町村や事業者も含めてみんなで共有していくということが重要だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、橋梁の質問にまいります。

河川の多い本県には、県が管理している100メートル以上の、いわゆる長大橋梁が195橋、15メートル以上100メートル未満の橋梁は679橋あります。

橋梁は5年サイクルで法定点検する必要がある、1巡目は平成26年度から平成30年度までの5年間、2巡目は令和元年度から令和5年度の5年間、現在は3巡目に入っています。

この法定点検で、緊急措置段階、または早期措置段階と判定された場合は、少なくとも5年以内に措置しなければならないとされています。

1巡目の法定点検の結果は、緊急または早期の措置が必要となった592橋のうち、完了した割合は、令和5年度末で51%でしたが、2巡目点検後の取りまとめでは、措置が必要とされた528橋のうち、完了した割合が19%まで下がっており、措置が追いついていないという状況です。

このままでは3巡目の点検が終わる頃には、さらに完了した

割合または、未措置の割合が増加するのではないかと懸念しています。

法定点検で緊急及び早期の措置が必要となった橋梁数と、全体に占める割合、また措置が必要とされながら未措置となっている県管理の橋梁はどれだけあるのか。

そして、今申し上げました1巡目より2巡目に未措置の割合が上がっている、完了の割合が下がっている、このことの理由を含めて、今後計画的な修繕や架け替えにどのように取り組んでいくのか土木部長に伺います。

金谷土木部長 県が管理します橋長15メートル以上の橋梁は、歩道橋を含めると全体で874橋あります。これには長大橋梁を含めております。平成31年度から令和5年にかけて実施した2巡目の点検ではⅣ判定——一番危ないもの、これはありませんけれども、Ⅲ判定で要対策のものが、528橋ございまして、その割合は全体の約6割となっております。

未措置の橋梁数は98橋ございまして、今後早期の対応に向け設計などの準備に努めてまいります。2巡目点検で未措置の橋梁数が増えた理由は、点検終了後まだ2年であることはもとより、1巡目点検で未措置のままであったものが11橋、実は含んでおります。

前回の点検後5年が経過し老朽化が進んだことは言うまでもないこととございます。我々、発注者、受注者もいずれもなんですが、技術者が不足をしている現状であります。また、十分な予算を確保しきれていないということが要因と考えております。

今年度、未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会において、公共インフラの現状や課題が議論されまして、去る2月6日に示された中間取りまとめの素案ではインフラを新しく作ることから、維持修繕を中心にシフトする必要性も示されたところで

ございます。

新年度に入りましてから、未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会にワーキンググループを設置する予定でございます。

将来のニーズや負担を踏まえ、可能な限り客観的なデータを用いて、限られた人的資源、予算の中で橋梁の修繕、集約や更新の在り方など持続可能なインフラマネジメントの在り方の方針の策定に努めてまいります。

奥野委員 修繕にシフトしていくのは大事な考え方だと思います。

危険なまま放置はできないわけでありまして、今ほど部長の御答弁を頂きましたけれども、点検をして措置が必要だと言いながら、措置しきれていないものが年々積み上がってきているとなると、当然将来的には大変な事態になってくるということでもありますので、予算と技術者の確保、両方ですけれども、やはり努めていかななくてはならないと思っております。これは大変大きな問題だと思っております。県でもこんな大変なのですから、市町村はもっと大変だという現状です。

市町村が管理する長大橋梁の中には、防災や減災、観光など広域的な観点から、県としても必要不可欠な機能を有している橋梁があります。

しかし、市町村では、財政が厳しく、専門職も不足をしている状況であります。橋梁の点検や措置が県以上に行き届かなくなっているのが現状です。

県管理の橋梁の点検や措置が遅れている中で、県が市町村を支援することは決して簡単なことではありませんが、市町村が技術者不足や財政的な理由でやむを得ずこの状況を放置するということが続いた場合は、大きなリスクを負うのは県民です。

県は広域的な観点から、今後も必要と判断される橋梁については、技術的な支援だけではなく財政的な支援も検討し、県と市が一体となって、例えば先ほどの群マネという手法もこれか

ら拡大の余地があるのではないかという話をしましたが、一体となって橋梁の修繕や更新に臨むべきと考えますが、知事の所見を伺います。

新田知事 橋梁などのインフラは、その多くが高度経済成長期に整備されており、今後急速に老朽化が進み、橋梁も含めたインフラの維持管理費用の増加が見込まれます。

また多くの市町村では、土木技術職員が不足する状況にあり、体制面でも長さ100メートルを超える長大橋梁の修繕や更新が難しくなっていると認識しています。

県では橋梁長寿命化修繕計画に基づいて修繕を実施し、長寿命化を図ることとしており、市町村も同様の状況だと理解しています。技術的支援として県が行う点検や補修に関する技術研修を市町村の職員も対象に実施をしています。このほか、希望する市町村とは技術職員の人事交流を行うなど、職員の技術力向上や連携体制の構築を図っているところです。

インフラの老朽化やその更新が課題となる中、平成25年に道路法が改正され、高度な技術力を要する老朽化した橋などの修繕工事を当該地方公共団体に代わって国交大臣が実施できる制度が設けられました。例えば黒部市が管理する音沢橋ではこの制度を活用され、一定の支援となりました。

なお、過疎地域、特別豪雪地帯などにある基幹的な市町村道を、市町村に代わり県が事業主体となる制度はあります。ただ、多くのメンテナンスを抱える県の技術職員も、先ほど土木部長からお答えしたように不足しておりまして、現時点で代行することは困難と言わざるを得ません。委員がおっしゃる状況は重々承知しておりますが、現状ではそう言わざるを得ません。直轄が行う修繕等代行制度は、技術職員や技術力の不足を補う国からの支援策ではありますが、事業費の地方負担が変わるものでは、今のところはありません。

今後本格化する長大橋梁の架け替え事業費の増高は県としても大きな課題と捉えております。まさに先ほど来出ております未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会の中で大きなテーマの1つになっています。市町村と共に、財政上の支援の充実を国に働きかけ続けてまいりたいと考えます。

奥野委員 私も代行するところまでは、現実的に無理だと思います。ただ、今後どうしていくのか一緒になって考えなければならぬ、もう待ったなしの問題だと思います。一緒に協力しながら、知恵を絞り、財源も何とか確保するということだと思います。よろしくお願いします。

次に魅力的な学校運営について伺います。

全日制の県立高校の定員割れが顕著になる一方で、小矢部園芸高校の専攻科は毎年募集定員を上回る高倍率で推移をしています。

例えば、去年は定員40人に対して、志願者が56人、入試の倍率が1.4倍。最終的には44人を合格にしたと聞いています。

専攻科は、高校卒業者を対象に設置されているため、入学希望者の年齢は幅広く、在校生の最年少は43歳、先日卒業された方の最年長は76歳でした。先生方からは、皆さん、入学したときより若返って卒業していくと、すごく嬉しそうに話しておられたのが印象的でした。毎年志願者が多いということは、ニーズが高い表れです。

専攻科を卒業した生徒は、再就職以外にも地域のボランティア活動やシルバー人材センターへの登録をはじめ、地域への貢献度が高い作業に従事しており、専攻科は地域に必要な人材の育成機能を担っているにもかかわらず、毎年10人以上を定員オーバーで受入れ不可とし続けてきたのはもったいない限りです。

働きながらの学び直しや定年退職後のスキル習得を後押しし、そのスキルを地域に還元する好循環を拡大するために、こうい

う専攻科みたいな性質のところは、希望者をなるべく受け入れられるよう定員を拡大すべきではないかと考えます。教育長の所見を伺います。

広島教育長 まず専攻科について説明させていただきますが、高校卒業者を対象に専門的な知識や技術を深めるために設置しております。県内の県立高校では、御紹介の小矢部園芸高校の園芸科は大体40名です。そのほか、中央農業高校の農業科の担い手育成コースと庭園コース、それぞれ10名です。富山いずみ高校の看護科の40名、雄峰高校の生活科学科の調理師養成課程で60名程度を、今私どもで設置している専攻科になります。

応援を頂きました小矢部園芸高校園芸科ですが、園芸デザインや造園概論等の授業や、栽培管理などの現場実習のほか、各課題に取り組む在宅学習も行い、園芸に関する知識や技能の習得を目指しております。卒業後は技術を生かして、カイニョの手入れ、雪つりのボランティアに当たられる方が多いなど、地域によってそれなりの役割というものを果たしていただいております。

定員については、平成7年度に約20人から約40人へと倍増したところがございますが、近年、園芸への関心の高まり、また生涯学習的な要素もあって、県内の専攻科で唯一募集定員を上回っているという状況です。

先ほど御紹介いただきましたが、三、四十代の生徒も若干名おられますけれども、ほとんどが60代以上ということで、平均年齢は63歳という状況です。この園芸科も含めました専攻科の定員設定に当たりましては、それぞれの教育目的や教育環境、志願者状況も踏まえながら検討していくことがベースだと思います。その上で、定員の拡大につきましては、専門教員の確保、これが一番大変というところがあるかと思えます。

最近の専門分野の教員不足の状況を踏まえた専門分野の教員の確保、それに併せまして実習施設や連携事業者の拡充といったものも考慮して検討していきたいと思っております。

奥野委員 私も実際に小矢部園芸高校を訪ねましたけれども、まさにこの地域への好循環はウェルビーイングの拠点だと実感できる場所でありました。大事にしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

県立学校では農業や園芸などの実習を通して栽培した米や野菜、花卉、またそれらの加工品などを販売して得た売上収入は、全て県の歳入となります。県は売上収入を、教育費の中の実習事業費に充てるための特定財源としています。

農業系の学科では、実習事業費が売上収入を下回っている一方で、海洋学科など他の学科では大幅に上回っている現状があります。

各学校の実習事業費は、この特定財源である売上収入と、それでは一部不足する分を一般財源で賄っていますが、実態としては、農業系の売上収入を別の学校の実習事業費として配分している状況になっています。

具体的には、入善高校の令和5年度の売上収入は630万円でしたが、翌年度の実習費はわずか345万円でした。300万円近くが、他の学校の実習費に回されたこととなります。そのほか、南砺福野高校や、小矢部園芸高校でも同様の事態となっています。

そもそも、産業教育振興法第4条には、国または地方公共団体は、その設置する学校が行う実験実習によって利益が生じたときには、これを当該実験実習に必要な経費に増額して充てるよう努めなければならないと定められています。

この場合の当該とは、特定の学校、科目、もしくはその実習内容そのものを指すと解釈をし、売上収入はその学校の本来あ

るべき実習費用に上乘せをして支給する必要があるという趣旨の法律であります。

売上収入は、県の財政規模からすると決して大きなものではありません。法の趣旨や努力義務を遵守できない理由は見当たりません。

各学校の生徒が様々な工夫により得た背景を考えれば、実習施設や学習環境の改善、また新たな取組へのチャレンジに使えるようにすべきであり、モチベーションの向上や卒業後の進路にもよい影響があると期待できます。

各学校に還元できる仕組みに改めるべきですけれども、知事の所見を伺います。

新田知事 今ほど委員が幾つか例を挙げられたように、県立学校10校で農業あるいは水産業などの産業教育を実施していき、実習に必要な経費については学校ごとの所要額を積み上げ、10校全体の歳出予算として計上しています。

また実習の過程や成果として得た、お米、野菜、加工品、缶詰などもあります。この生産物の売払収入についても、学校ごとの収入見込額を積み上げて、10校全体の歳入予算として計上しています。

個々の学校で見ると、収入が実習費を上回る場合、いわば、見かけ上黒字みたいな場合もありますし、逆に下回る場合もあります。学校によって状況が異なるが、10校全体では収入が不足をしているため、決算においては、そこに一般財源で手当をしているということで御理解いただきたいと思えます。

また実習に必要な燃料費が、いろいろあって大体年間900万円になっておりますし、施設設備を整備するための予算は毎年数千万円から1億円になっています。これらについては、一般財源で別に確保していることも御理解いただきたいと思えます。

県としては、収入が少ない学校の実習や学習環境の整備も必

要であると考えております。全体として所要の予算を確保し、各学校の実習内容や規模に応じて公平に予算配分をすることで、全体の学習環境の充実を図っているものであります。

産業教育は決してそれで利益を出して、また再生産しようという趣旨ではないと私は理解をしております。なので、収益力の小さい学校も、収益力がある程度大きい学校も、やはり公平に扱ってあげたいと思っています。ただ御指摘のとおり、生徒が自ら実習活動の成果を実感することで、モチベーションにつながることは大事な視点だと思います。

このため教育委員会においては、産業イノベーションを支える人材を育成するという観点、また新時代とやまハイスクール構想を踏まえての学校の特色をより高めていくためにも、生徒の創意工夫や新たなチャレンジを促すような取組を、どのようなことが考えられるか検討して欲しいと思います。

別の事業ですが、モチベーションの向上という視点では、とやまワカモノ・サミットを、私が知事になってから毎年開催しています。昨年も10月に開催し、大変に盛り上がりました。これはビジネスプランの発表や、マルシェで実際にお店を運営しています。出資金をまず集めてきて、仕入れ、つくる、売る。そして、その儲けが出た場合はそれを配当する、あるいは役員報酬を取るといった、まさにビジネスモデル的な、大変にチャレンジングでそしてモチベーションが上がる事業を開催しております。

例えばこのような事業を大いに活用していただきたいと思います。昨年も9校の高校から参加がありました。有志のグループでも出てまいりました。そういう道もあるということで御理解いただきたいと思います。

奥野委員 そのような取組も大変重要です。ただ、私が申し上げていましてのは、勘違いされていたら困るのですけれども、売上

収入のない学校の実習費は減らしてもいいと言ったわけではなく、売上収入というのは、実習の過程、もしくはその成果として出てくる附属的なものです。なので、教育としての実習には、全てしっかりと一般財源で実習費用を捻出すべきだと。そして、この特定財源としての売上収入はそこに上乗せをするべきだと申し上げたということであります。

ですので、私は10校全体として考えて、その特定財源をその10校に均等に配分することが公平なのかというと、そうではないと思います。本当に公平なのは、どんな実習であれ、必要なものは一般財源でしっかりとつける、そして、売上収入、この附属的に出てきた成果は、それぞれの学校に返してあげる。特定財源として取っておいてそれぞれの学校に返して上げる、これこそが公平で公正だと思います。いかがでしょうか。

新田知事 法律の話もされました。産業教育振興法第4条ということでしたが、文部科学省に確認しましたが、これは、学校単位ではなく、本県で行っているような事業全体で運用する仕組みというのはこの法の趣旨に反するものではないというのが文部科学省の見解でありました。

また、実習に必要な経費の中には、本県が実習事業費として予算化している費用に加えて、先ほどお答えしたように、一般財源で措置をしています燃料費や施設設備の整備や維持にかかる費用なども幅広く想定されているということです。

先ほど例に出されました入善高校の実習ですが、お米や野菜、花卉を栽培されてその販売による収入が、過去3か年平均しますと660万円程度の収入があるのは事実です。これに対して、いわゆる実習事業費として予算計上している費用が約340万円。このほかに、所要の燃料費が約70万円、施設設備など環境整備にかかる費用が約1,000万円となっています。差し引きしますと収入は支出を下回っている状況です。なので、差額が高校に

帰属するものだという御主張だと思いたしますが、やはり、このように経費をたくさんかけている学校もある。それから、そんなに経費がかからない学校——これは行っていることの内容にもよると思いたしますが、このような学校もあるので、それらを全体としてならしていくというのは、私はそれが公平公正なやり方だと思いたしております。

奥野委員 また確認いたしたいと思いたしますが、この実習事業費に燃料費等は含まれておりませんので、そこは混同して考えてはいけないと思いたします。燃料費等は、実習費の中のこの特定財源で見るべきものではそもそもありませんので、そこは整理して考えていたきたいですし、この実習事業費は、もともと特別会計でしていたものを一般会計にしたという変遷や、どうしてそうなっていったのか、実習に対してどうやって予算をしっかりとつけていくべきなのか、こういう考え方の中で、いろいろな予算のつけ方をしてきている部分もあります。一番重要なのは、生徒たちの実習にしっかりと十分な予算をつけていくということだと思いたします。なので、その観点も含めて、教育委員会、それから財政課も含めてですけれども、どこにどうつけるべきなのかということから整理をしていたきたいと思いたします。

次の質問に行きます。

県は、文科省の耐震状況調査の基準となっている、児童生徒、教職員等が日常的に使用している、昭和56年以前の設計で建築された耐震診断未実施の非木造2階建て以上、または面積200平方メートル超えの建物については、耐震診断を実施し、耐震化や長寿命化工事を実施してきました。

その一方で、この文科省の基準によると、対象にならなかった施設については強度を把握できていません。

実際、小矢部園芸高校では——今日は小矢部園芸高校の話題をたくさん出しますけれども、実習室や農具室など、老朽化が

著しい19施設のうち、5施設については、やむを得ず日常的に実習用教室として活用しています。

例えば、昭和42年に育雛舎——ひよこを育てる施設として建てられた現野菜実習室は、元の用途から光が入らない構造で暗い、さらに破損した窓はトタンやベニヤ板で補修され、実際には、窓が塞いでありました。そして、エアコンはない。LED照明に変更することで明るくしようと検討するも、天井の強度が工事に耐えられないという理由で断念。このほか、鶏舎や豚舎——鶏や豚を育てていた建物も現在教室として使用されています。

今のは一例ですけれども、私が確認しただけでも、500万円以上の工事費がかかる中規模改修工事が40校において順番待ち、500万円未満の小規模工事は、実施したそばから次々と新たな修繕依頼が舞い込んで全く追いつかない状況になっています。

施設設備が老朽化し、不具合が生じているにもかかわらず対処できていない事案がどの程度あるのか、教育長に伺います。

広島教育長 私どもは、毎年各高校からどのような必要なものがあるか取りまとめさせていただいています。

その中には、緊急性のあるもの、あったらいいなというもの、いろいろ混ざっているものというベースで取りまとめております。県教育委員会では、近年はそれらをトータルして学校修繕費として一定の予算を確保させていただいて、そうした要望に対して、現地の状況を確認しながら、その緊急性、また必要性の高いものをから順番に修繕を行ってきていると。

今年度500万円未満の小規模修繕が257件、500万円以上の中規模修繕が127件、合わせて384件の要望があったところです。このうち先ほどのような過程を踏まえて必要と考えられました92件について修繕に着手したという状況です。残り290件余りあるわけですけれども、こちらについては改めて必要性を確認

して新年度以降対応していくということになります。

また、例えば緊急的なもの、水道管の漏水や電気設備の故障など、当然、突発的な不具合については別に予算を配当して対応してきているという状況です。

奥野委員 たくさんあります。当然今教育長がおっしゃったとおり、優先度を判断しなくてはいけないと思います。緊急性の高いもの、それから危険性の高いもの、私が先ほど申し上げた小矢部園芸高校のような、耐震強度を診断されていないが、電気工事にすら耐えられない代物で、もう見るからに耐震強度がないもの。こういうところも、やはり手をつけなくてはいけないところだと思います。当然リストにたくさんあるのですけれども、現場も見ながら対応していただきたいと思います。

県立高校の再編計画が定まっていない中で、現在も校舎の大規模修繕や長寿命化対策を実施している学校がありますけれども、多額の投資をした後に統廃合となれば無駄な投資となりかねません。

先ほど取り上げましたように、学校施設の修繕要望が積み上がっている状況を踏まえると、大規模修繕や長寿命化対策は、県立高校の再編計画が定まってから順次進めることとし、まずは普段の利用に大きな支障が出ている緊急性の高い修繕を優先的に進めるべきと考えます。知事の所見を伺います。

新田知事 学校施設の老朽化対策ですが、平成30年度に富山県学校施設長寿命化計画を策定し、従来の建替型から建物寿命80年とする長寿命型へと方針転換を行い、老朽化の状況などに応じて学校施設の改修の優先順位を設定するとともに、財政支出の平準化も図りながら、計画的に取り組むことにしています。

一方で、おっしゃるように、新時代とやまハイスクール構想の検討が進む中で、将来の県立高校の再構築との整合を図りつつ、老朽化対策を進めることも大切だと認識しています。こう

した状況の中、現在在籍している生徒が安全かつ安心して学べる環境を確保することはもちろん絶対に必要です。このため、教育長の答弁にもありましたが、緊急性が高い修繕については、引き続き着実に取り組んでいくことにします。

今後とも、大規模修繕や長寿命化対策については、新時代とやまハイスクール構想との整合性を図りながら検討するとともに、緊急性の高い修繕に迅速に対応できるよう、物価高騰分も含めた必要な予算の確保と適切な配分に努めて、よりよい教育環境の整備に取り組んでまいります。

瘡師委員長 奥野委員、持ち時間が少なくなっております。

奥野委員 最後に、地域貢献活動休暇について伺います。

昨年2月、条例改正をして今年度からスタートいただきました。この取得状況、それから成果、また地域活動をもっと推進すべきと思います。インセンティブを設けることも検討する必要があると思います。併せて伺います。

瘡師委員長 蔵堀副知事、簡潔にお願いします。

蔵堀副知事 地域貢献活動休暇ですが、昨年4月から運用開始していきまして、12月末までの9か月間で、取得者は60名、取得日数は延べ95日となっております。

内訳としてはPTAや保護者会活動16件、地域行事14件、自治会、町内会活動11件、交通安全活動7件などとなっております。職員からは、非常に充実感があつたとか、地域活動に参加しやすくなった、また現場での様々な意見を聞いて、県政の課題を考えるきっかけになったといった感想がございました。

インセンティブですけれども、この活動は地域への参加、あくまで職員の自主的な発意で行っていただくものでございますので、現時点では、例えば人事考課等への反映は考えてございませんが、今後ともその制度の周知を図って参加者を増やしていきたいと考えております。

すみません、先ほど財政調整基金の答弁のところの間違っておりまして、財政調整基金がない県もあると答弁いたしましたけれども、財政調整基金という名前の基金を持っていない県はありますが、違う名前の基金で、財源調整を行っている基金はございますので、すみません、不正確でした。訂正をさせていただきます。

瘡師委員長 奥野委員の質疑は以上で終了しました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

なお、3月16日の予算特別委員会は、午前10時から開会いたしますので、定刻までに御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時10分散会